

古賀市じんけんカレンダー2024

Since 1976
第48集

愛
いのち
にんげん



▲古賀市立花見小学校 1年2組 にしもと ひなた 西本 日向さんの作品
たのしかったです。

※祝日・休日は変更になることがあります。

ねんど れいわ ねんど けいはつかつどうじゅうてんもくひょう 2023年度(令和5年度)啓発活動重点目標

ほうむしょう ぜんこくじんけんようごいじんれんごうかい
法務省と全国人権擁護委員連合会では、
まいとしじゅうてんもくひょう きょうちようじこう かか ぜんこくてき じんけんけいはつかつどう てんかい
毎年重点目標・強調事項を掲げ、全国的に人権啓発活動を展開しています。

じゅう てん もく ひょう 重点目標

だれ 「誰か」のこと じゃない。

強調事項

- 女性の人権を守ろう
- こどもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障がいと理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別(同和問題)を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

こがしじんけんしさくきほんししん 古賀市人権施策基本指針

きほんりねん 基本理念

ひとり じんけん そんちよう しみん こころゆた く かがや
～一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざして～

こがしではこれまで取り組んできた人権施策を踏まえ「すべての市民の人権の確立」を視点に据えて、総合行政としての人権施策の確立に向けた取組を展開していくため市民と行政が一体となり、あらゆる人権問題の解決をめざした総合的な人権施策の展開を図る必要があることから人権行政の礎となる「古賀市人権施策基本指針」を策定しました。

人間の尊厳

▼市民一人ひとりがかけがえのない存在であると同時に、自らの存在に誇りをもつという「人間の尊厳」という価値観を基軸に据えた施策の展開を図ります。

自立

▼「いのち輝くまちづくり」は、「自立」した市民の手で取り組まれ実現するものであり、こうした市民の取組については、行政の責務として支援します。

自己実現

▼人権は、人を差別してはいけないということは当然ですが、それ以前に自分自身が人間らしく心豊かに生きる「自己実現」の課題としてとらえることが大事であり、人権は他人事ではなく、自分自身の課題であるという認識が重要です。

交流

▼人権問題を正しく認識して解決するためには、市民の間で、さまざまな課題をもっている人々との「交流」が大切です。人と人とのふれ合いを通してお互いが支え合う関係づくりが重要であることから、さまざまな機会を通して市民や人権問題に関係する団体がそれぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。

共生・共働

▼市民相互が、個の違いを認め、思いやりをもち、手を携えて共に生きていくことが、「いのち輝くまちづくり」の「取組」でいくことが重要です。共働には、行政と市民との共働も含まれており、行政依存型からの脱却という意識改革に取り組みこたえて、地方自治の主体はあくまでも市民であるという認識の下、行政と市民がお互いの責任と役割を明確に自覚し、役割を分担していくという共働のあり方を求めます。

こがしじんけんそんちょうすいしんいんかい 古賀市人権尊重推進委員会

こがし ぎょうせい しない かんけいきかん だんたいどう こうせい しみんさんかく きじく す じんけんそんちょうすいしんいんかい
古賀市では行政と市内47の関係機関・団体等で構成する市民参画を基軸に据えた人権尊重推進委員会
を構築しています。そして市民のみなさんと共にあらゆる差別について考え、市民一人ひとりの人権
が尊重されるようさまざまな啓発活動を行っています。

第1部会

しないかくしょう ちゅう こうこう とくべつしえんがっこう じどう せいと いっぱんしみん じんけん かん さく
市内各小、中、高校・特別支援学校の児童・生徒および一般市民から人権に関する作
ぶん ひょうご えてがみ ほしゅう じんけんそんちょうさくひんしゅう さくせい しない じぎょう
文・標語・ポスター・絵手紙を募集し、「人権尊重作品集」を作成したり、市内の事業
しょ こうてききかん ひょうご けいじ しみん じんけんいしき こうよう はか
所や公的機関へポスターや標語を掲示して、市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員 ●古賀市立古賀東小学校 ●古賀市立千鳥小学校 ●古賀市立花見小学校 ●古賀市立小野小学校
- 古賀市立古賀中学校 ●古賀市立古賀東中学校 ●福岡県公立古賀竟成館高等学校 ●福岡県立玄界高等学校
- 古賀市小・中学校PTCA連合会 ●古賀市社会教育委員の会議 ●社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会 ●古賀市行政区長会
- 古賀市社会「同和」教育推進協議会 ●粕屋農業協同組合 ●古賀市分館長会 ●粕屋北部消防本部 ●古賀市消防団

第2部会

まいとし がつ じんけんそんちょうしゅうかんちゅう かいさい かがや きかく
毎年12月の人権尊重週間中（12月4～10日）に開催される「いのち輝くまち☆こが」の企画、
りつあん さんか おこな こうし まね こうえんかい じんけんさくぶんはっぴょう かつどう
立案、参加PRなどを行います。イベントでは、講師を招いての講演会や人権作文発表、活動
ほうこく おこな けいき さら しみん じんけんいしき こうよう はか
報告などを行います。このイベントを契機に更なる市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員 ●ウリ・サフェ～「在日」の人権と生活を共に創造する会～ ●古賀市社会「同和」教育推進協議会 ●自治労古賀市職員労働組合
- 部落解放同盟古賀・新宮地区協議会 ●古賀市学校人権教育研究協議会 ●古賀市保育所連盟 ●古賀市商工会 ●古賀市シニアクラブ連合会
- 古賀市民生委員・児童委員協議会 ●古賀市議会 ●古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議 ●古賀市スポーツ推進委員

第3部会

かがや じつげん けいはつしりょう
「いのち輝くまちこが」を実現していくため、「じんけんカレンダー」などの啓発資料を
きかく へんしゅう さくせい はいふ しみん じんけんいしき こうよう はか
企画、編集、作成し、配布します。市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員 ●古賀市立青柳小学校 ●古賀市立古賀西小学校 ●古賀市立花鶴小学校 ●古賀市立舞の里小学校 ●古賀市立古賀北中学校
- 福岡県立古賀特別支援学校 ●部落解放同盟古賀・新宮地区協議会 ●古賀市身体障害者福祉協会 ●古賀市分館主事会 ●古賀市教職員組合

第4部会

じんけんけいはつ おうだんまく せっち ぼうさいぎょうせいむせん ほうそう けいはつ ぶつびん
人権啓発の横断幕の設置、防災行政無線による放送をとおしての啓発、物品やチラシの
はいふ がいどうけいはつ じんけん おこな しみん じんけんいしき こうよう
配布による街頭啓発、人権ミニコンサートなどを行います。市民の人権意識の高揚を
はか
図ります。

- 古賀市人権擁護委員 ●古賀市障がい児・者親の会 ●古賀市教育委員会 ●古賀市青少年育成市民会議 ●古賀市農業委員会
- 古賀市スポーツ協会 ●古賀市文化協会 ●粕屋地区交通安全協会古賀支部
- 糟屋保護区保護司会 古賀支部 ●古賀市観光協会

12

2023
December
십이월
tháng mười hai
十二月

～古賀市民が人権について考え、学びあう一日～

入場無料

手話あります

いのち輝くまち★こが2023

開催日時

12月3日 日

受付 9:30 開演 10:00

開催場所

リーパスプラザこが
中央公民館 大ホール他

午前の部

ステージ発表 古賀市立青柳小学校

人権作文発表 市内児童生徒

講演会 講師: 朴一さん
(大阪市立大学名誉教授)

演題: 外国籍住民の人権について考える
～心の壁、制度の壁は越えられるか～(90分)



午後の部

第1分科会

人とのつながりや関わりの中で成長する子どもたち

◆古賀東小学校

テーマ: よさを見つけて、笑顔いっぱいの学校に
～人とつながる3つの取組を通して～

◆青柳校区青少年支援ボランティアグループ どんぐりの会

テーマ: 人と人との関わりの中で育む思いやりと感謝の気持ち
～子どもたちが生活体験活動を行う通学合宿の実践～

第2分科会

さまざまな人とつながることで人権を考えよう

◆花鶴小学校

テーマ: 人権の輪を広げよう～心のバリアフリー～

◆古賀市環境課海津木苑

テーマ: 「排育」ってなあに?～地域と共に歩む海津木苑～

特別講座

講師: 組坂 繁之さん
(部落解放同盟福岡県連合会委員長・反差別国際運動共同代表理事)

演題: 全九州水平社創立100年と世界人権宣言



※午前の部のみオンライン配信を行います。詳細はこちらから↑



▲福岡県立古賀特別支援学校 3年6組 中村 望愛さんの作品
大好きなケーキを食べたい。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
26	27	28	29	30	1 「いのちの電話」フリーダイヤル週間(～7日) 世界エイズデー/いのちの日	2
3 障害者週間(～9日) 国際障害者デー いのち輝くまち★こが2023	4 古賀市人権尊重週間(～10日)	5 そうだん5 (要予約)	6	7	8	9
10 人権デー	11	12	13	14	15 そうだん5 (要予約)	16
17	18 国際移住者デー	19	20	21	22 冬至	23
24/31	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28	29	30

1日:いのちの日・1～7日:「いのちの電話」フリーダイヤル週間

2001年に自殺予防活動に官民一体となって取り組むことをめざして制定されました。また、この日からの1週間は相談電話「いのちの電話」が無料で利用できます。☎092-741-4343

1日:世界エイズデー

世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHOが1988年に制定。毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

3日:国際障害者デー・3～9日:障害者週間

1982年12月3日に「障害者に関する世界行動計画」が採択され、1992年の国連総会で12月3日が「国際障害者デー」とされました。また、この日からの1週間は「障害者週間」です。

10日:人権デー・4～10日:市人権尊重週間

1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択された記念として制定されました。また、古賀市ではこの日までの1週間を「人権尊重週間」として、さまざまな啓発活動に取り組みます。



▲古賀市立古賀中学校 3年8組 西村 美春さんの作品

ピースが1つでも欠けると完成しないパズルのように、1人1人が欠けてはいけな
い存在であり、必要とされない人なんていないということを伝えたい気持ち。



▲古賀市立千鳥小学校 4年1組 豊永 寧音さんの作品

じんけんということをしりながらたのしくかけました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
31	1 元日	2	3	4 世界点字デー	5 そうだん5 (要予約)	6
7	8 成人の日	9	10	11	12	13 男女共同参画 セミナー
14	15 そうだん5 (要予約)	16	17 防災と ボランティアの日	18	19	20
21	22	23	24 教育の国際デー	25 そうだん5 (要予約)	26	27
28 データ・プライ バシーの日 世界ハンセン病の日	29	30	31	1	2	3

4日：世界点字デー

アルファベットを6つの点の組み合わせで表現する「6点
点字」(ブライユ式点字)を考案した、フランスの盲学校
教師ルイ・ブライユの誕生日(1809年1月4日)にちなん
で、世界盲人連合総会が国際記念日として制定しました。

17日：防災とボランティアの日

1995年1月17日に発生した、阪神・淡路大震
災にちなんで制定されました。ボランティア活
動への認識を深め、災害への備えの充実強化を
図ることを目的としています。

28日：データ・プライバシーの日

個人データ保護の推進とプライバシー意識を高
め、教育・議論を喚起するために、2007年に
EU(欧州連合)で提唱され、2008年から実施さ
れています。

28日：世界ハンセン病の日

ハンセン病に理解があったマハトマ・ガンジー
が殺害された日(1月30日)にちなみ、毎年1月
の最終日曜日を「世界ハンセン病の日」としてい
ます。



古賀市立古賀北中学校 2年6組

▲松江 心唯さんの作品

人とつながることに、「あと一歩」がふみだせずにいる人がいるということを表しました。



▲古賀市立古賀北中学校 2年3組 山口 姫奈さんの作品

いじめや虐待は、人の体だけではなく心も深く傷つけてしまうということを伝えたくて描きました。心の傷は、体の傷とはちがいきずぐになおるものではありません。人の人生を左右してしまうこともあります。だからこそ、人の異変に気づいたときには心に手をさしのべてほしいです。おとももこどもも。私のポスターで救われる人がふえればよいなと思います。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
28	29	30	31	1	2	3
4 世界対がんデー	5 そうだん5 (要予約)	6	7 北方領土の日	8	9	10
11 科学における女性と女児の国際デー 建国記念の日	12 振替休日	13	14	15 そうだん5 (要予約)	16	17
18	19	20 普通選挙の日	21	22	23 天皇誕生日	24
25	26 そうだん5 (要予約)	27	28	29	1	2

4日：世界対がんデー

2000年に「対がん同盟結成を呼びかけるパリ憲章」に基づき、2005年に国際対がん連合(UICC)が制定しました。各国の組織が連携し、がんに関する知識の啓発などの運動を行います。

7日：北方領土の日

1981年、北方領土問題に対する国民の理解を更に深め、返還運動を推進することを目的として、日露通好条約が締結された2月7日を「北方領土の日」としました。

11日：科学における女性と女児の国際デー

この国際デーは、世界的に社会が女性と女児の「科学への完全かつ平等な参加」を達成し、さらに「男女平等」と女性と女児の一人ひとりが発展に必要な力を付ける「エンパワーメント」を達成するための日です。

20日：普通選挙の日

1928年のこの日、日本で初めて普通選挙が実施され、すべての男性が選挙権を得ました。女性が参加した完全な普通選挙は、1946年4月10日の総選挙から行われることになりました。

ドメスティック・バイオレンス それってDVではありませんか？

DV（ドメスティック・バイオレンス、以下DV）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のことを意味します。DVの被害者は多くの場合、女性です。

あなたは大丈夫ですか？ 次のような経験はありませんか？

- ・殴られたり、蹴られたりする
- ・大声でどなられたり、無視されたりする
- ・身体を無理やり触られる
- ・生活費を渡してもらえない
- ・家族や友人との付き合いを制限される

これらの行為はDVに該当します。

DVは、暴力によって弱い立場の相手を支配しようとする、人権を軽視した行為です。

一人で抱え込んだりせず、すぐに下記の相談窓口にご相談ください。

【DV等に関する相談窓口】 ※詳細は最終ページ「相談先一覧」をご覧ください。

- ★こが女性ホットライン TEL:092-401-5353
- ★男性DV被害者のための相談ホットライン TEL:070-4410-8502
- ★性暴力被害者支援センター・ふくおか TEL:092-409-8100



▲古賀市立古賀東中学校 1年3組 住森 玲南さんの作品

このポスターで一番伝えたいことは、女性でも男性でも赤・青などにとらわれず自分の好きな色を隠さずに居てもいいという思いをこめて描きました。色への差別が少しでも減ってくれるとうれしいです。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
25	26	27	28	29	1 エイズ差別ゼロの日	2
3 「水平社宣言」がされた日	4	5 そうだん5 (要予約)	6	7	8 国際女性デー	9
10	11 東日本大震災があった日	12	13	14	15 そうだん5 (要予約)	16
17	18	19	20 春分の日	21 世界ダウン症の日 国際人種差別撤廃デー	22	23
24/31 24日：著しい人権侵害に関する真実に対する権利と犠牲者の尊厳のための国際人権デー	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28	29	30

3日：「水平社宣言」がされた日

1922年3月3日、全国水平社創立大会で「水平社宣言」がなされました。この宣言は、差別と迫害を受けていた被差別部落の人々が奪われた人間性を取り返そうとした日本初の人権宣言です。

8日：国際女性デー

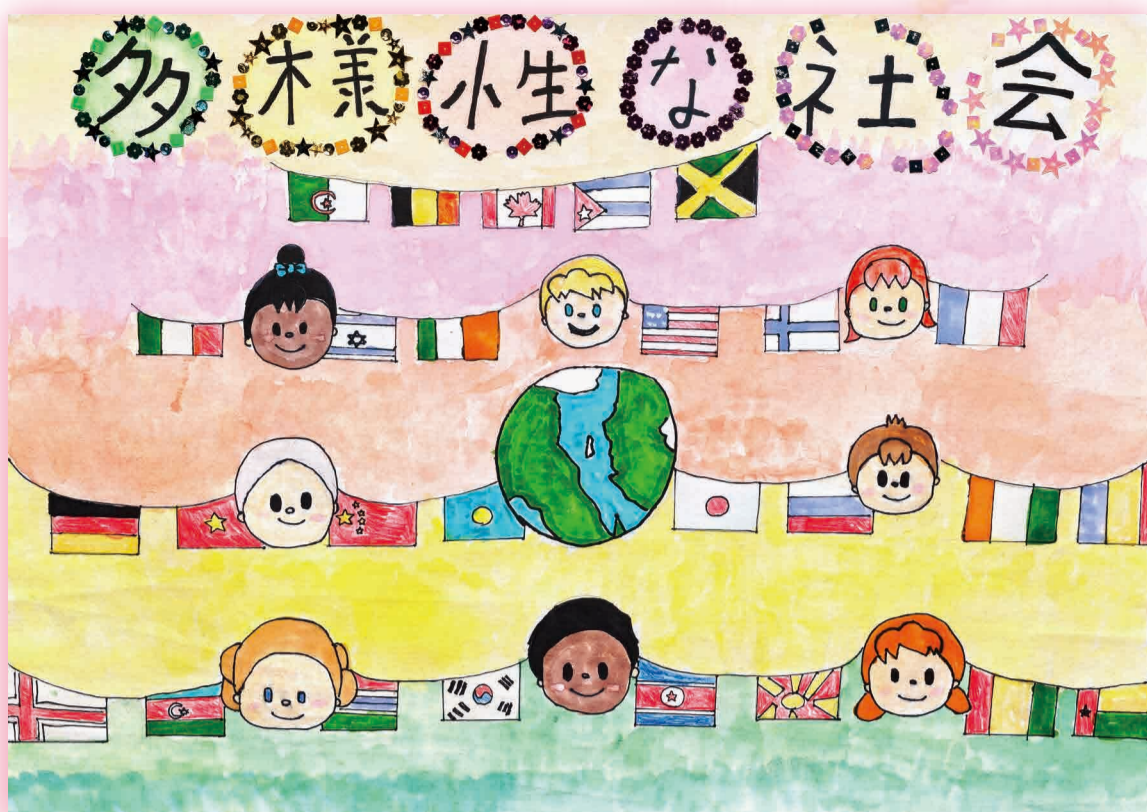
1904年のニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起源で、男女平等、女性の地位向上、平和、より人間らしい暮らしの実現のために、世界の女性が連帯して立ち上がる日です。

11日：東日本大震災があった日

2011年3月11日、宮城県の大東沖を中心とする地震が発生し、東日本に甚大な被害が出ました。その後、日本各地で防災意識が高まり、さまざまな防災への取組が行われています。

21日：世界ダウン症の日

2012年から国連が国際デーの一つとして、3月21日を「世界ダウン症の日」として制定しました。ダウン症のある人たちとその家族、支援者への理解がより一層深まり、ダウン症のある人たちがその人らしく安心して暮らしていけるように、さまざまな啓発のイベントを通して世界中の人々に訴えていくための日です。



▲古賀市立小野小学校 5年2組 興格 舟海さんの作品
はだの色や目の色がちがっても同じです。

「やさしい日本語」は、 おも 思いやりのことば

地域の分別収集に外国人がビンや缶を持ってきました。
どこに置いたらいいのか分からず戸惑っている様子です。
もし、皆さんが近くにいたらどうしますか？

古賀市で生活する外国人は約40の国と地域におよび、1,000人を
超えています。
実はその9割以上は、母国語が英語ではないので、英語よりも
日本語をわかりやすく言い換えた『やさしい日本語』での会話を
望んでいます。

まずはあなたから『やさしい日本語』で話しかけてみませんか。
お互いを知ることが生活習慣の違いなど多文化の理解につながります。
そして、偏見や差別をなくし、国籍に関わらず、
誰もが安心して自分らしく暮らせるきっかけになります。

■「やさしい日本語」について

例えば、日本語でこんなふうに声をかけてみませんか？

- ・何かお手伝いしましょうか？
- ・ピンはこの箱に、缶はあの箱に入れてくださいね(身振りをまじえながら)
- ・わからないときは、聞いてください☺

【ポイント】 ①簡単なことばを使う ②1文を短くする ③はっきり、さいごまで言う

「やさしい日本語」について詳しくはこちら →



日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
31	1 児童福祉法施行 記念日	2 発達障害啓発 週間(～8日)	3	4	5 そうだん5 (要予約)	6
7 世界保健デー	8	9	10	11	12	13
14 熊本地震が あった日	15 そうだん5 (要予約)	16 熊本地震が あった日	17	18	19	20
21	22	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27
28	29 昭和の日	30	1	2	3	4

1日：児童福祉法施行記念日

1948年のこの日、「児童福祉法」が施行されました。この法律により、児童相談所や児童福祉施設など、児童の権利を守る諸制度の充実が図られてきました。

2～8日：発達障害啓発週間

2007年、国連総会で4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決まり、世界各地で自閉症に関する啓発の取組が行われています。この日からの1週間は「発達障害啓発週間」です。

7日：世界保健デー

世界保健機関 (WHO) の誕生を記念する日。WHOの憲章が効力を発揮した1948年4月7日にちなんだものです。WHOは、すべての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的としています。

熊本地震があった日(2016年4月14日・16日)

熊本県熊本地方で震度7の地震が発生し、大きな被害を受けました。被災地への支援は現在も続けられています。

心は1つしかない



福岡県立玄界高等学校
1年5組
三好 琴さんの作品▶

このポスターを見て1人でも多くの人に誹謗中傷をしないでほしいという願いを込めて描きました。

「誹謗中傷」 誰かを傷つけていませんか？



▲福岡県立玄界高等学校 1年5組 東山 心優さんの作品
誹謗中傷やSNSでのトラブルがなくなることを願いながら描きました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
28	29	30	1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
5 児童福祉週間 (~11日) こどもの日	6 振替休日	7 そうだん5 (要予約)	8	9	10	11
12 看護の日	13	14	15 そうだん5 (要予約) 国際家族デー	16 平和に共存する 国際デー	17 LGBT嫌悪に反対 する国際デー	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27 そうだん5 (要予約)	28	29	30	31	1

5～11日：児童福祉週間
児童福祉の理念や、子どもを取り巻くさまざまな問題への社会の関心を高めることを目的に制定されました。毎年5月5日の「こどもの日」を中心に、啓発事業や行事が行われます。

12日：看護の日
1820年5月12日はナイチンゲールの誕生日です。この日にちなみ、看護の心、ケアの心、助け合いの心をだれもが育むきっかけとなるよう、1990年に「看護の日」が制定されました。

15日：国際家族デー
毎年5月15日を「国際家族デー」とすることが1993年の国連総会で決まりました。生きていく上で欠かせない家族の重要性を確認し、家族問題に対する認識を高める日です。

17日：LGBT嫌悪に反対する国際デー
1990年5月17日に世界保健機関が同性愛を精神疾患のリストから外したことにちなんで毎年5月17日は「LGBT嫌悪に反対する国際デー」とされています。

かちかん ほんしつ 価値観の本質は

好きになった相手が同性だったら。自分が異性の心をもっていたら。

性的マイノリティの人々には自分たちにしかわからない悩みや苦しみがあります。そして誰もが個人を尊重し、悩みや苦しみを取り除きたいと思っています。

価値観が多様化する中でも、わたしは他者を思いやる心を忘れたくありません。今は性的マイノリティも個性と捉えて、受け入れていく時代。

誰もが平等に安心して暮らしていくために、お互いが寄り添える社会を創っていきたくと思います。

※世界的な取り組みとして、性の多様性を知り、理解を深めるために6月をプライド月間と定めています。

古賀市ではレインボーフラッグを庁舎に掲示するなどの取り組みを行っています。

また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を定めており、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々が、その人らしく人生を歩んでいけるよう支援しています。



「多様な性を知るガイドブック」▲



▲福岡県公立古賀竟成館高等学校 1年3組 廣江 玲奈さんの作品
ひとりひとりの個性をもっと生かしてほしいと思い、普通黄色く塗るひまわりをあえてカラフルに塗ってみました。

日 SUN 日曜日 星期天 chủ nhật	月 MON 月曜日 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 火曜日 星期二 ngày thứ ba	水 WED 水曜日 星期三 ngày thứ tư	木 THU 木曜日 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 金曜日 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 土曜日 星期六 ngày thứ bảy
26	27	28	29	30	31	1 プライド月間 人権擁護委員の日
2	3	4	5 特設人権・行政 相談	6	7	8
9	10	11	12 児童労働反対 世界デー	13	14	15 世界高齢者虐待 啓発デー
16	17 そうだん5 (要予約)	18 ヘイトスピーチ と闘う国際デー	19 福岡大空襲が あった日(～20日)	20 世界難民の日	21 夏至	22 男女共同参画 フォーラム
23/30 23日：男女共同参画週間(～29日)	24	25 そうだん5 (要予約)	26 国際薬物乱用・ 不法取引防止デー	27	28	29

プライド月間

世界各地でLGBTQのコミュニティを祝い、その権利について啓発を促すイベントやパレードが開催されるものです。プライド(誇り)を持って、様々な多様性を認めようといった呼びかけが行われます。

12日：児童労働反対世界デー

「児童労働をなくすことを世界に呼びかける日」として2002年に国際労働機関 (ILO) が制定しました。児童労働のない世界をめざして、毎年世界各地でさまざまな活動が展開されています。

19～20日：福岡大空襲があった日

福岡大空襲は、太平洋戦争末期の1945年6月19日から翌6月20日までアメリカ軍により行われた空襲です。福岡市の市街地が標的となり、1,000人以上が死亡・行方不明となりました。

23～29日：男女共同参画週間

1999年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行されたことで、6月23日から1週間を「男女共同参画週間」としています。古賀市では「男女共同参画フォーラム」などの行事を行っています。



ただ正しく知ることから始めよう

1871年のいわゆる「解放令※」から150年以上経ちましたが、いまだに、被差別部落出身だからと差別をする人がいます。

「よく知らないけど被差別部落って怖いところらしいよ？」
「私が何もなくても時間が経てば差別は自然となくなっていくのでは？」

このような根拠のない噂話やインターネットなどの情報が広まることは、部落差別がなくなる理由の一つです。

部落差別について正しく知ることから始めてみませんか。
正しく知る人が増えれば差別はきっとなくなっていきます。

▲古賀市立青柳小学校 4年1組 小南 諒晟さんの作品
差別をなくしてほしいと考えながら描きました。

※解放令：1871(明治4)年8月28日太政官布告第61号において差別されてきた人々の身分を廃止して、これからは身分・職業ともに平民と同じにするとされた法令。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
30	1 同和問題啓発 強調月間 更生保護の日	2	3	4	5 そうだん5 (要予約)	6
7	8	9	10	11	12	13 生命尊重の日 第44回古賀市同和問題を考える 市民のつどい
14	15 海の日	16 そうだん5 (要予約)	17	18	19	20
21	22	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27
28	29	30 人身取引反対 世界デー	31	1	2	3

同和問題啓発強調月間

福岡県と県内市町村では、1981年度から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、同和問題の早期解決をめざし、さまざまな啓発活動などに取り組んでいます。

1日：更生保護の日

1949年7月1日、「犯罪者予防更生法」が施行されたことになみ制定されました。犯罪非行を未然に防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生と円滑な社会復帰を促進します。

13日：生命尊重の日

1948年に施行された「優生保護法」は、障がい者を差別し、人命を軽視した法律でした。その反省に立ち、「お腹の中から生命が尊重されること」を願って、講演会などの行事が行われています。

30日：人身取引反対世界デー

「人身取引」(人身売買)は「現代の奴隷制」とも呼ばれる深刻な人権侵害であり、国際社会から重要課題として認識されています。強制労働などによって被害者の権利と尊厳を奪い、肉体的・精神的に深刻なダメージを与えます。このような非人道的行為が世界に蔓延していることを啓発し、被害者の人権を守るための行動を呼びかける日です。



戦争は最大の人権侵害

戦争によって「自由」が奪われます
戦争によって「平等」が奪われます
戦争によって「生きる権利」が奪われます

今もなお、この世界中で戦争によって多くの尊い命が奪われています
人はなぜ他人を傷つけたり苦しめたりするのでしょうか
それで自分は幸せになるのでしょうか

わたしは他人の人権を侵したくないし、わたしの人権も侵して欲しくない

人が困っているときに助けられる
そんな人にわたしはなりたいです

そしてわたしが困っているときに助けてくれる
そんな社会にしたいです

▲古賀市立古賀西小学校 4年1組 国広 愛梨さんの作品
わたしは、「みんなの笑顔を大切にしてほしいな。毎日、みんなが笑顔で楽しくすごせますように。」という願いをこめてこのポスターを描きました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
28	29	30	31	1	2	3
4	5 そうだん5 (要予約)	6 広島平和記念日	7	8	9 ながさき平和の日 世界の先住民の 国際デー	10
11 山の日	12 国際青少年デー 振替休日	13	14	15 終戦の日	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26 そうだん5 (要予約)	27	28	29	30	31

6日(広島平和記念日)・9日(ながさき平和の日)
1945年、アメリカ軍により広島市・長崎市へ原子爆弾が投下されました。この日には、それぞれ慰霊と恒久平和を祈念した式典が開催されています。

9日：世界の先住民の国際デー
先住民は、人権、環境、教育、保健などの分野で多くの問題に直面しています。1994年、これらの問題に国際的な対応を強化することを目的として、国連で制定されました。

12日：国際青少年デー
1998年に世界青少年担当閣僚会議が開催されたことにちなみ、「青少年に関する世界行動計画」を広報・啓発する活動を行っています。

15日：終戦の日
1945年、日本はポツダム宣言を受諾し、戦争が終結しました。満州事変から15年に及ぶ戦争は、かけがえのない多くの犠牲をもたらしました。8月15日は、戦没者を追悼し平和を願う日です。

すべての人が認め合い、支え合う 「共生社会」の実現をめざそう

車いすや白杖などを使っている人に会ったとき、なにか困っている様子だったら、
私たちは声をかけることができます。

一方、コミュニケーションが苦手であったり、外見からはわかりにくい病気を抱えているなど、関わってこそ気づく障がいもあります。

誰もが違う体や心の特性・考え方をもっています。

障がいのある人に寄り添い、理解しようとする心と行動が大切です。

障がいのある人もない人も、すべての人が認め合い、支え合いながら生きられる
「共生社会」の実現をめざしましょう。



▲古賀市立花見小学校 5年3組 田口 妃奈乃さんの作品

差別のないみんなが笑顔でいれるような明るい未来を作っていきたい。みんなが人生一つしかない生活を楽しんでいけるようにと思いながら描きました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
1 防災の日 障害者雇用支援 月間	2	3	4	5 そうだん5 (要予約)	6	7
8 国際識字デー	9	10 世界自殺予防デー 自殺予防週間 (~16日)	11	12	13	14
15 老人の日 老人週間(~21日)	16 敬老の日	17 そうだん5 (要予約)	18	19	20	21 国際平和デー
22 秋分の日	23 振替休日	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

障害者雇用支援月間

障がい者の職業的自立を支援するとともに、すべての人が、障がい者雇用に関する理解や関心を深めることを目的として設けられています。

1日：防災の日

1923年9月1日に発生した、関東大震災にちなみ、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するために制定されました。

10日：世界自殺予防デー・10~16日：自殺予防週間

2003年9月10日、世界自殺防止会議が行われたことを記念して設定されました。この日からの1週間は「自殺予防週間」として、自殺についての誤解や偏見をなくすための啓発活動を行います。

15~21日：老人週間

老人週間は、9月15日の老人の日にちなみ、高齢者の福祉への関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を促す、という二つの目的のために設けられています。



▲ たけした じゅんこ 竹下 順子さんの作品



▲ 古賀市立古賀東小学校 5年2組 いで みずき 井出 瑞希さんの作品
せかい のひとたちが、ずっとえがおでいられますように。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
29	30	1 国際高齢者デー 高齢者雇用促進月間 仕事と家庭を考える月間	2 国際非暴力デー	3	4	5
6	7 そうだん5 (要予約)	8	9	10 世界メンタル ヘルスデー	11	12
13	14 スポーツの日	15 たすけあいの日 そうだん5 (要予約)	16	17	18	19
20	21 国際反戦デー	22	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26
27	28	29	30	31	1	2

高齢者雇用促進月間

高齢者雇用の進展を図ることを目的として、事業主をはじめ広く国民全体の理解と協力を求める各種啓発広報等が実施されます。

仕事と家庭を考える月間

少子・高齢化が進む中、仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めることを目的として、1995年から定められています。

15日：たすけあいの日

日常生活での助け合いや、地域社会でのボランティア活動の積極的な参加を呼びかける日として、全国社会福祉協議会が1965（昭和40）年に制定しました。

21日：国際反戦デー

1966年10月21日に、日本労働組合総評議会がベトナム反戦統一ストを実施し、同時に全世界の反戦運動団体に呼びかけたこと由来して記念日が制定されました。ベトナム戦争終結後も「世界平和実現のための行動の日」として世界各地で反戦運動や集会が開かれています。

11

2024
November
十一月

けいはつ 啓発テーマ ●● 子どもの人権を守ろう



こどもが健康に 成長できる世界

世界中のすべてのこどもにも、ひとりの人間として持っている権利があります。その権利がどういうものかを定めたのが、「子どもの権利条約」です。

その条約では、4つ原則として

- こどもは命を守られ成長できるよう支援が受けられること。
- こどもにとって最もよいことは何かを第一に考えること。
- こどもが自由に意見を表すことができること。
- そして、いかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されること。

こどもたちが、生き生きと安心して過ごすことができるように、私たち大人が、こどもを認め守る責任があるのではないのでしょうか。みんなが幸せな生活を送ることができる社会をつくっていきましょう。

▲古賀市立花鶴小学校 5年2組 松野 響子さんの作品
まわりには自分のことをささえてくれる人がたくさんいることを知ってほしいと思いながら描きました。

※子どもの権利条約

1989年11月 第44回国連総会において採択(日本批准 1994年4月)

※子ども基本法

2023年4月 子ども家庭庁の創設とともに、「子ども基本法」が施行

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
27	28	29	30	31	1 点字の日 児童虐待防止 推進月間	2
3 文化の日	4 振替休日	5 そうだん5 (要予約)	6 市介護予防週間 (~12日)	7	8	9
10	11 介護の日	12 女性に対する暴力をなくす運動 (~25日)	13	14	15 そうだん5 (要予約)	16
17	18	19	20 世界こどもの日	21	22	23 勤労感謝の日
24	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28	29	30

児童虐待防止推進月間

2004年、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と決めました。児童虐待について社会全般の関心と理解を深めるため、さまざまな啓発活動を行います。

1日：点字の日

日本点字が決定する以前は、欧米の点字を利用したローマ字つづりによって日本語を表していました。1890年11月1日に最終的な点字選考委員会が開かれ、日本点字が決定しました。このことから日本点字普及協会は日本記念日協会へ記念日の制定を申請し、承認されました。

11日：介護の日・6~12日：市介護予防週間

高齢者や障がい者等に対する介護について、重点的に啓発する日として「介護の日」が制定されました。古賀市では11日をふくむ1週間を介護予防週間としてさまざまな取組を行います。

12~25日：女性に対する暴力をなくす運動

1961年ドミニカの支配者(ラファエル・トルヒジョ)の命令により、政治活動家であったミラバル三姉妹が惨殺されたことにちなんで制定されました。日本でも、毎年11月12~25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、様々な運動を展開しています。

12

2024
December
십이월
tháng mười hai
十二月

けいはつ 啓発テーマ ●● せんそう 戦争をなくそう



▲古賀市立舞の里小学校 3年1組 土屋 創さんの作品
せんそうが今おこっているから、学校に行けない人やごはんもたべれない人がいることを聞いて、へいわな世界になってほしいと思ってかきました。



▲古賀市立古賀中学校 3年3組 加来 朋子さんの作品
みんながいつでも、いつまでも幸せであればいいなと思います。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
1 「いのちの電話」フリーダイヤル週間(～7日) 世界エイズデー/いのちの日	2	3 障害者週間(～9日) 国際障害者デー	4 古賀市人権尊重週間(～10日)	5 そうだん5 (要予約)	6	7
8 いのち輝くまち ☆こが2024	9	10 人権デー	11	12	13	14
15	16 そうだん5 (要予約)	17	18 国際移住者デー	19	20	21 冬至
22	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

世界人権宣言 世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択され、今年で76周年を迎えます。日本においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定めており、その期間中、人権尊重思想の普及高揚を図るため、さまざまな啓発活動を行っています。

こどもに関する相談

- **子育て世代包括支援センター KuRuKuRu(くるくる)**
 内容 乳幼児とその保護者の子育てについての相談
 日時 平日 8時30分～17時
 連絡先 ☎092-942-1515
- **青少年支援センター**
 内容 20歳までの青少年の悩み、非行、友だち関係などの相談
 日時 平日 8時30分～17時
 連絡先 ☎092-943-2615
- **福岡県宗像児童相談所**
 内容 虐待・障がい・非行・子育てなどの相談
 日時 平日 8時30分～17時15分
 連絡先 ☎0940-37-3255
 ※短縮ダイヤル189(いちはやく)(夜間、休日対応)
- **ヤングケアラーに関する相談(子育て支援課)**
 日時 平日 8時30分～17時
 連絡先 ☎092-942-1159

高齢者に関する相談

- 内容 高齢者に関するさまざまな悩みや相談
 日時 平日 8時30分～17時
 連絡先
- **第1地域包括支援センター(古賀中学校区)**
☎092-410-1355
 - **第2地域包括支援センター(古賀北中学校区)**
☎092-410-7331
 - **第3地域包括支援センター(古賀東中学校区)**
☎092-692-5541

障がい者に関する相談

- **障がい者生活支援センター「咲」**
 内容 障がいのある方、そのご家族のさまざまな悩みや相談
 日時 平日 8時30分～17時
 連絡先 ☎092-944-2441
- **地域活動支援センター「みどり」**
 内容 精神障がいのある方、そのご家族のさまざまな悩みや相談
 日時 平日 9時30分～16時30分
 連絡先 ☎0940-34-9750

部落差別(同和問題)に関する相談

- **人権センター With(ウィズ)**
 日時 平日 8時30分～17時
 連絡先 ☎092-942-1128
- **古賀市隣保館「ひだまり館」**
 日時 平日 8時30分～17時
 連絡先 ☎092-943-4222

DV等に関する相談

- **こが女性ホットライン**
 内容 DV、セクハラ、夫婦・家族関係などの相談
 日時 祝日、年末年始を除く毎日 10時～17時
 連絡先 ☎092-401-5353
- **男性DV被害者のための相談ホットライン**
 内容 男性のDV、セクハラ、夫婦・家族関係などの相談
 日時 毎週火曜・木曜(年末年始除く)18時～21時 / 土曜(年末年始除く)10時～13時
 連絡先 ☎070-4410-8502
- **性暴力被害者支援センター・ふくおか**
 内容 性暴力の被害にあった方の悩み、相談
 日時 毎日(年中無休)24時間
 連絡先 ☎092-409-8100

人権全般に関する相談

- **そうだん5(ファイブ)**
 内容 離婚、近所のもめごと、家族関係、相続などの悩み、相談
 日時 月3回 10時～14時(要予約) 5・25日は10時～15時 15日は13時～15時
 連絡先 ☎092-942-1128
- **福岡県福岡労働者支援事務所**
 内容 さまざまな労働問題の悩み、相談
 日時 平日 8時30分～17時15分
 連絡先 ☎092-735-6149
- **古賀市消費生活センター**
 内容 消費生活に関するさまざまな悩み、相談
 日時 毎週 月・水・金・土曜日(祝日・年末年始・8月13日～15日は除く)
 10時～15時30分(12時15分～13時を除く)
 連絡先 ☎092-410-4084
- **(公財)福岡県国際交流センター**
 内容 外国人の在留資格や生活全般に関する相談
 日時 土日祝を含む10時～18時30分(12月29日～1月3日を除く)
 連絡先 ☎0120-279-906